

足利高基の花押について

——初出文書と高氏時代の花押を中心に——

武井 尚

本館では昭和六十三年十月二十九日から十一月二十七日の間、多くの文書所有者の協力や研究者の助言を得て、特別展「古河公方文書展」を開催し、好評のうちに終了することができた。この文書展では、時代の流れに即したテーマを設定し、古河公方五代の古文書をそのなかで理解できるように意図した。しかし、古河公方の文書は無年号が圧倒的なので、文書の内容だけではなく花押型をも検討して、文書の発給年代を推定しなければならなかつた。これについては、佐藤博信氏の古河公方についての一連の研究成果や『古河市史』資料中世編を参考にさせていただいた。

さて、今回の展示では古河公方第三代足利高基の文書は、高氏を称していた時代の二点を含めて計七点を展示することができた。しかし、高基の花押、特に高氏を称していた時代の花押については、まだ十分に明らかにされていないようであった。そこで、本稿では、高基の初出文書とともに高氏時代の花押について、展示終了後明らかになつたこととあわせて、報告したいと思う。

足利高基の初名高氏時代の花押について、従来、祖父成氏、父政氏とはまったく異なる破格な形態の非公方様式の花押の使用のみが注意されてきた。今回の特別展に展示することができた長沼文書（宮城県古川市 長沼宗彰氏所蔵）の年未詳七月十二日の感状（写真4）は、高氏時代の非公方様式の花押のあるほぼ完全な文書として現存が確認される唯一のものであろう。⁽²⁾

これに対して、高氏時代に伝統的な公方様式の花押が使用された事実については、ほとんど注意されていないようである。この特別展には茂木文書（秋田県大館市 吉成尚親氏所蔵）の年未詳五月廿六日の書状（写真2）を、高氏時代に伝統的な公方様式の花押を使用した例として展示した。しかし、特別展の段階では茂木文書のこの花押と同じ花押のある文書がほかにあることに気付かなかつた。このために、公方様の花押と非公方様のそれと、どちらが先に使用されたか、明らかにすることができなかつた。

従来、足利高基の初出文書は、内閣文庫架蔵『楓軒文書纂』六一

所収の永昌（正）式年（一五〇五）二月十五日の袖判の証判がある渋垂下野小四郎申状写（写真3）とされてきた。⁽³⁾そして、高基は初名高氏時代は非公方様の花押のみを使用していたとみられているのである。

ところで、『古河市史』資料中世編に、文亀三年（一五〇三）三月十八日の渋垂大炊助宛て足利政氏カ安堵状写という文書が収められており、この按文には「本文書、なお花押形等検討を要する」とある。この文書も『楓軒文書纂』六一に写が所収されているものである（写真1）。最近、この文書について調べることがあって内閣文庫影印叢刊『楓軒文書纂』を見たところ、特別展で展示した茂木文書の高氏書状とまったく同じ花押であることはじめて気付いたのである。⁽⁴⁾この二点の文書により、足利政氏カ安堵状写とされていたものは足利高氏安堵状写とすべきであり、高基の文書の初出は少なくとも文亀三年まで溯ることが明らかになつたといえよう。さらに、高基は高氏時代にまず伝統的な公方様の花押を使用し、次いで遅くとも永正二年には非公方様のそれへと変化したことがうかがえる。

それでは、高基はなぜ公方様の花押をやめて、非公方様の花押を使用するようになったのであろうか。このことは、古河公方家をとりまく政治情勢のなかにあって、高基が自らの政治的立場を表明したためと考えられないだろうか。⁽⁵⁾永正三年（一五〇六）四月、高基は父政氏との内訌により、夫人の実家宇都宮氏を頼つて古河を出奔する事件が起きた。この事件は、この後十年余も続く政氏・高基父

子の内訌の先駆けとなるものであった。しかし、この内訌は「單なる内訌とは看做し難く、むしろ当時の政氏の権力構造の矛盾が現れたもの」であつた。⁽⁶⁾高氏時代の高基は、安堵状を発給するなどして公方権力を父政氏と分有しはじめていた。しかし、高基の政治的立場は公方政氏—関東管領上杉頤定のいわゆる公方—管領体制と異なるものであった。このため、父子の内訌という形で、関東の政治の権組をめぐる抗争が展開されたといえるであろう。そして、高基が非公方様の花押を使用する永正二年二月以前には、山内上杉頤定と扇谷上杉朝良の上杉氏内部の抗争が転機を迎つた。永正元年（文亀四年）九月の武藏立河原合戦における扇谷朝良の勝利、これに対する頤定の反撃、そして同二年一月、頤定による扇谷朝良の武藏河越城包囲、三月には朝良の江戸城隠退と子息朝興への家督譲与という形で、両上杉氏の内部抗争は山内家の勝利で終結した。高基が反「公方—管領」体制の政治的立場の表明＝非公方様の花押使用は、まさにこのような時期であったのである。

以上高基の初出文書が確認されたこと、それをもとに高基の花押が公方様から非公方様に変化することの意義などについて略述した。高基については、まだ明らかではないことが多い。他日を期したい。なお、写真の掲載にあたり、国立公文書館内閣文庫、長沼宗彰氏、吉成尚親氏の御許可を得た。御礼申し上げたい。

(註)

(1) 伝統的な公方様式の花押とは、鎌倉公方初代足利基氏の花押型、すなわち水平に地線を引く型を踏襲したものをいう。この型を逸脱したものに第二代氏満及び第三代満兼の一時期の花押、第四代持氏の花押がある。古河公方初代成氏や政氏は公方様式の型を踏襲したが、高基の高氏時代の非公方様式は持氏に匹敵するほど破格の型といえる。

(2) 高基が高氏時代に用いた非公方様式の花押の文書は、管見では次の四点である。

1. 永昌(正) 2・2・15 足利高氏証判渢垂小四郎申状写

〔楓軒文書纂〕61)

2. (永正3) 12・1 足利高氏書状写〔秋田藩家蔵文書〕10)

3. (年未詳) 正・16 足利高氏書状(断簡)〔真壁文書〕

4. (年未詳) 7・11 足利高氏感状(長沼文書)

(3) 『古河市史』通史編 第三章第二節

(4) 『楓軒文書纂』所収の文書には、「渢垂大炊助殿 政氏」という上

書のある封紙が付いている。しかし、政氏の花押は多少の変化は認められるものの、一貫して同型のものを使用していて、異型の花押型を使用した例はない。このために、『古河市史』資料編中世では足利政氏カ安堵状写としたのである。

(5) 高基の非公方様の花押型について、その花押そのものがどのような内容、意味を含んでいるのか、だれの影響でその型を用いるようになったのか、これらについて今すぐ明らかにすることはできない。しかし、伝統的な型の花押を捨て、破格な花押を使用するようになつた人物に、その政治意思の表明ができるよう(佐藤進一『花押を読む』平凡社選書)。

(6) 佐藤博信「室町・戦国期東国社会の一動向——特に雪下殿の軌跡を中心にして」(『歴史学研究』五七九号)

(7) 永正六年に高基が上杉顯定の仲介により政氏と和解したときには、逆に非公方様から新しい公方様の花押へと変化している。

足利高基の花押について

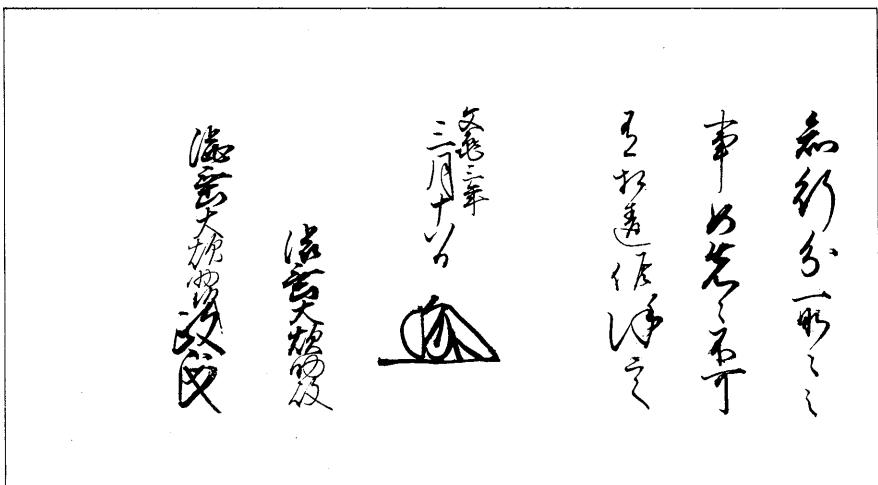


写真1 文亀3.3.18 足利高氏高基 安堵状写 (『楓軒文書纂』61)

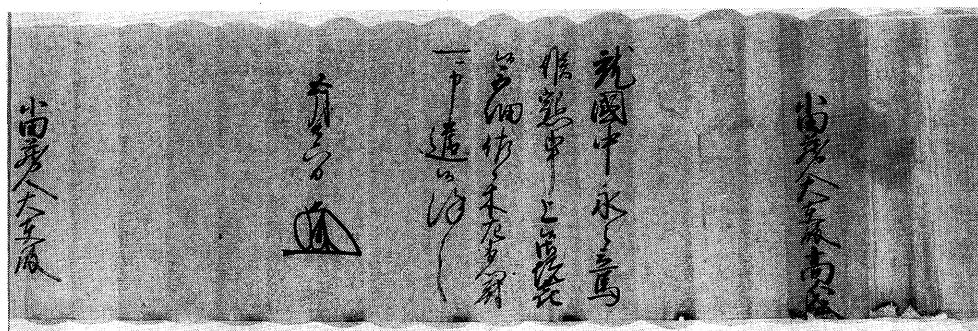


写真2 (年未詳) 5.26 足利高氏高基 書状 (茂木文書)

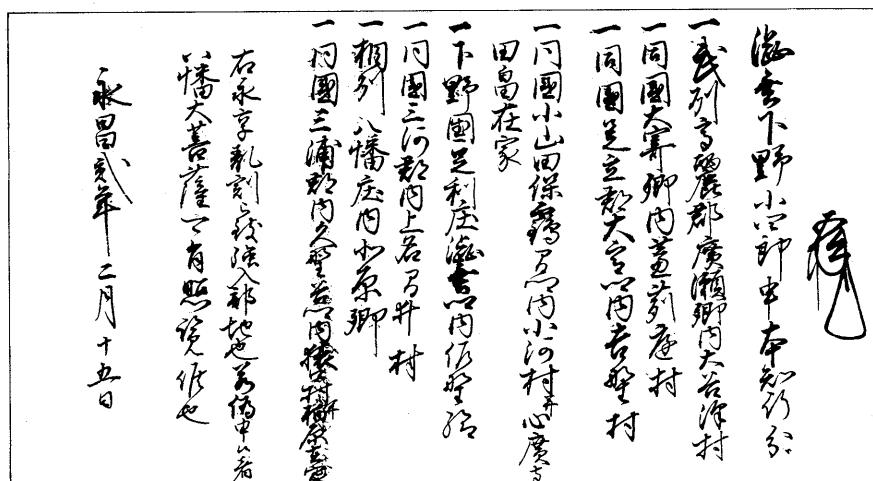


写真3 永昌(正)2.2.15 足利高氏高基 証判済垂下野小四郎申状写(『楓軒文書纂』61)



写真4 (年未詳)7.12 足利高氏高基 感状 (長沼文書)